

役員 の 改 選

会 長 1名
副会長 若干名
理 事 若干名
監 事 2名

平成24年7月12日 提出

平成24年7月 日

全国森林環境税創設促進議員連盟

会 長 板 垣 一 徳

役員 の 選 出 規 程

役員は上記のとおりとするが、副会長は各ブロックから選出し、理事は正副会長が選出されていない各都道府県から1名を選出するものとする。ただし、北海道ブロックはこの限りでない。

役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 た だ し 再 選 は 妨 げ な い 。

平成8年8月5日 制定

平成10年7月22日 改正

平成14年7月12日 改正

全国森林環境税創設促進議員連盟規約（抜粋）

第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。

会 長 1名
副会長 若干名
理 事 若干名
監 事 2名

第9条 役員は、総会において選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。

3 第2項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。